（別紙１―２ 部分払用）

特　約　条　項

部分払を適用する。

　この場合において、工事請負契約書第34条第2項は適用しない。

（注）本特約による選択は､工事の施工期間中において､いかなる場合にも変更又は取り消すことができない。